

結婚式場における婚礼契約の
解約に関する紛争事件

報 告 書

平成20年1月

神奈川県消費者被害救済委員会

目 次

第1	紛争事件の概要	1
1	当事者	1
2	紛争の概要	1
3	審議経過及び解決内容	1
第2	あっせんの概要	2
1	当事者の主張	2
2	当事者からの事情聴取の概要	2
3	審議・あっせんの経過	3
4	合意書の取り交わし	3
第3	紛争に関する考察	4
1	事業者の勧誘行為の問題点	4
2	あっせん案の考え方	5
3	法律上の観点から	5
第4	同類事業における被害再発防止に向けて	8
1	事業者に対して	8
2	事業者団体に対して	8
3	消費者に対して	8
	おわりに	9

(資料)

- ・ 神奈川県消費者被害救済委員会の処理経過
- ・ 神奈川県消費者被害救済委員会の委員名簿

第1 紛争事件の概要

1 当事者

- ・ 申立人（消費者） A（男性）、 B（女性）※
- ・ 事業者（結婚式場運営事業者）

※ 本事件は、A及びBから申立てのあった2件を、その類似性から1事件として取り扱ったものである。（AとBは、全く無関係である。）

2 紛争の概要

結婚を控え、結婚式場を探していた申立人は、事業者が運営する結婚式場を訪問し、営業担当者から婚礼契約の勧誘を受けた。

申立人は、担当者へ希望する内容を伝え、提示された見積内容について、担当者が「十分、品質の高い内容である」などと説明したことと、見積額が、即日割引などの適用により最終的に予算の範囲内に納まったことにより、契約書にサインをした。

しかし、担当者は申立人に対し、「詳細の打合せは後日行う」と言い、婚礼内容の説明資料も渡さなかった。

数ヶ月経過後、申立人は、事業者からの案内により参加したブライダルフェアで詳細な打ち合せをしたところ、担当者（当初とは別人）から、希望する婚礼を行うためには、当初見積額よりはるかに高い費用がかかることを知らされた。

申立人は、契約時の話と違うので解約を申し出たところ、事業者から規約どおりの解約料を請求されたことから紛争となった。

2件の概要（申立て内容による。）

	申立人A	申立人B
契約日	平成19年2月17日	平成19年1月28日
婚礼予定日	平成19年8月11日	平成19年10月20日
希望内容	料理・装花は、グレードの高いもの	・衣装はセミオーダー ・一般的な結婚式ができること
当初見積額	2,663,612円	2,655,534円
ブライダルフェア後の 見積額(平成19年6月)	約390万円 (当初より約120万円高い)	3,508,240円 (当初より約85万円高い)
解約申し出日	平成19年6月12日	平成19年6月20日
解約料請求額	1,625,586円（約2ヶ月前）	581,550円（約4ヶ月前）
事業者へ支払った内金	450,000円	150,000円

3 審議経過及び解決内容

平成19年8月30日付で、この紛争の解決を神奈川県知事から付託された神奈川県消費者被害救済委員会は、同日に審議を開始することとし、速やかな紛争解決を図るため、あっせん部会を設け、審議・あっせんを開始した。

以降、3回にわたり同部会で審議するとともに、あっせんを行った結果、平成19年12月6日付で、申立人と事業者との契約を解除し、事業者は、申立人に対する解約料の請求権を放棄するとともに、申立人からの受領済みの金を全額返還するというあっせん内容で両当事者が合意し、解決した。

第2 あっせんの概要

1 当事者の主張

(1) 申立人の主張

(A、B共に) 契約時の営業担当者の説明に問題があり、契約は無効である。

(2) 事業者の主張

契約時の申立人に対する説明は適切に行っており、規約どおりの解約料を請求する。

2 当事者からの事情聴取の概要

申立人 A 及び B からの事情聴取は、平成 19 年 8 月 30 日 (第 1 回あっせん部会) に実施し、事業者からの事情聴取は、平成 19 年 9 月 18 日 (第 2 回あっせん部会) に実施した。

なお、申立人 B に対する事業者からの事情聴取は、第 2 回あっせん部会のほか、あっせん部会の意向を受け、同部会後に事務局でも行い、その結果を第 3 回あっせん部会への報告した。概要は、次のとおりである。

(1) 申立人 A と事業者

申立人 A	事業者
<ul style="list-style-type: none">料理と装花は料金設定の高いもので見積もってほしいと希望を伝えたことに対し、担当者は、「十分品質の高い内容のもの」と説明して見積書を提示したので契約した。 <p>その際、見積りの料理が最低料金のプランであることや他の料理プランの説明がなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none">具体的にどの料理を入れて見積もってほしいという A からの提示はなかった。見積りを提示したときに、見積りの料理は最低限のものであることを説明して確認してもらった。他の料理プランについても、資料を見せて説明した。
<ul style="list-style-type: none">料理については、コース料理全体を撮った写真を 1 枚だけ提示され、一品ごとの写真などを使った詳しい説明がないほか、他のプランの写真は見せられていない。料理と装花の資料を見せてほしいと頼んでも、資料がないとの理由で断られた。ブライダルフェア後の打合せ時になり、初めて料理に関する詳細な資料を受領した。	<ul style="list-style-type: none">料理プランごとに左側のページに全体の写真を、右側には個別の料理の写真を載せた資料で説明をした。ただし、金額は載せておらず口頭で説明した。説明した資料は、お客に渡ししていない。その代り、時間をかけて説明をしている。平均で 3～4 時間、時には A に対するように 7～8 時間をかける場合もある。

(2) 申立人 B と事業者

申立人 B	事業者
<ul style="list-style-type: none">見積書が提示された際、この内容で、普通の一般的な挙式ができるのか再三確認をしたところ、担当者は、「この内容は十分グレードの高い内容なので大丈夫」と何度も言った。しかし、実際はウェディングケーキなどが入っておらず、見積書の内容では挙式が不可能であった。	<ul style="list-style-type: none">全般的に「グレードが高い」という表現はしていない。見積りにはウェディングケーキが含まれていないことについては、口頭で説明を行った。説明に使用した資料は、渡していない。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 衣裳は、レンタルではなくセミオーダーでお願いしたいと伝えたにも関わらず、レンタル料金で見積られていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衣裳については、セミオーダーの意向があることは聞いていたものの、決定ではなかったため、見積りは通常の場合であるレンタルで行った。 ・ しかし、セミオーダーの場合、レンタル料金との差額が発生すること及び、その金額について口頭で説明をした。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場の変更は、空きがあればいつでも可能と説明があったが、変更時には、規約による解約料がかかるとの説明はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙式より 150 日前までであれば、無料で会場や日程の変更ができるが、それ以後は、解約料がかかることを説明した。

(3) 事業者のその他の発言

本件では、結果として説明内容が申立人に対して十分に伝わっていなかったことは、真摯に受け止め反省している。

再発防止のため、見積りに変動があり得るものについては、口頭だけではなく、その内容を見積書に記入することとした。また、お持ち帰り用資料の作成についても検討中であり、営業手法の改善を図っている。

3 審議・あっせんの経過

(1) あっせん案の決定

平成 19 年 10 月 18 日に、第 3 回あっせん部会を開催し、審議の結果、申立人 A 及び B の負担額をなしとするあっせん案を決定した。

(第 3 「紛争に関する考察」に、概要を記載)

(2) 事業者との交渉

- ・ 平成 19 年 11 月 1 日に、事業者に対し、勧誘行為の問題点を指摘のうえ、あっせん案を提示した。
- ・ 平成 19 年 11 月 28 日に、事業者からあっせん案を受諾する旨の回答があった。

(3) 申立人のあっせん案の受諾

- ・ 平成 19 年 11 月 30 日に、申立人 B からあっせん案を受諾する旨の回答があった。
- ・ 平成 19 年 12 月 3 日に、申立人 A からあっせん案を受諾する旨の回答があった。

4 合意書の取り交わし

平成 19 年 12 月 6 日付けで、「申立人 A と事業者」の間及び「申立人 B と事業者」の間で、合意書が取り交わされた。概要は次のとおりである。

- (1) 申立人と事業者との間で締結された婚礼契約を合意解除し、事業者は申立人に対して、当該契約に関する解約料の請求権を放棄するとともに、申立人から受領済みの金 (A : 金 450,000 円、B : 金 150,000 円) を返還する。
- (2) 事業者は申立人に対し、(1)の金を申立人の指定する申立人名義の金融機関口座に、平成 19 年 12 月 14 日までに全額を一括で振り込む方法により支払う。(振込手数料は事業者負担) ※ 両申立人から返金があったことを確認済み。
- (3) 事業者は、申立人に納品したすべての物品について、所有権を放棄する。
- (4) 申立人と事業者との間には、本件に関し、本合意書に定めた事項以外には、相互に何らの債権・債務がないことを確認する。

第3 紛争に関する考察

1 事業者の勧誘行為の問題点

一般に、消費者にとって婚礼とは、一生に一度だけ経験する特別な儀式であり、多額の費用負担が伴うにも関わらず、その事前知識は少ないことから、契約に際しては、事業者との情報の質及び量並びに交渉力に大きな格差が生ずるものと考えられる。

本委員会あっせん部会は、事業者が、このことを十分認識し、消費者に誠意を尽くし十分な説明及び助言をすべき義務があることを踏まえ、事業者に対し、重要事項の説明不足に関する次の問題点（消費者契約法第4条関係）を指摘した。

(1) 契約勧誘時の説明資料を申立人に渡していない。

事業者は、勧誘時の口頭の説明に使用した料理・装花などの契約内容に関する説明資料を申立人 A 及び B に渡していない。仮に、事業者が主張する口頭での十分な説明を申立人に対して行ったのであれば、口頭での説明内容を証する資料を渡すことは、申立人の誤認を招かないためにも、事業者として当然行うべきものである。

事業者がこれを怠ったことは、申立人に対し説明を十分に行ったとは言えず、結果として、両申立人の誤認を招き、本件、紛争の一因となったと言える。

(2) 契約勧誘時のコース料理の説明資料に、金額が記載されていない。

事業者が、契約勧誘時にコース料理の種類を消費者に説明する資料には、料理の写真の掲載はあるものの、金額に関しては記載がなく口頭のみで説明をしているものである。

しかし、説明資料に商品の金額を記載のうえ説明することは、契約に関する重要事項の説明義務の一環として当然行われるべきものであり、ましてや、婚礼費用の総額に大きな割合を占めるコース料理であれば、なおさらである。

このことは、消費者に対し、正確な情報の提供を妨げ、誤認を招くおそれが高い行為であり、本件においても、事業者が重要事項の説明を十分に行ったとは言えず、結果として、コース料理の内容・金額について誤認をした申立人 A との紛争の一因となったと言える。

(3) 契約勧誘時に提示する定型の見積りに、一般的な消費者が当然含まれていると考える内容が含まれていない。

事業者は、契約勧誘時に、消費者に対し定型の見積りとして提示する見積りの中には、一般的な消費者にとって、婚礼における必需品と考えられるウェディングケーキ及びウェディングドレスと共に装着する手袋などの小物類の費用が含まれていない。

契約後、詳細な打合せの結果、上記商品等の追加が必要となり、見積り額が上昇することが常態でありながら、当初見積りを定型の見積りとして取り扱う行為は、これに関する知識のない消費者に対し、当初見積りが、最終的に必要となる費用と差異のない内容であるとの誤認を招くおそれが高い行為であり、本件において、事業者が重要事項の説明を十分に行ったとは言えず、これらが見積りに含まれているものと誤認した申立人 B との紛争の一因となったと言える。

- (4) 消費者の個別の要望を認識していながら、要望事項を反映させた見積りを提示していない。

事業者は、申立人 A が、料理・装花はグレードが高いものを要望していたこと、及び申立人 B が、衣裳はセミオーダーを要望していたことを認識していたにも関わらず、A の要望は具体的なものではなかった、B の要望は決定事項ではなかったなどとし、それぞれの要望を反映した見積りを提示せず、定型プランを提示し説明したものである。

消費者の要望があるにも関わらず、それらの要望を反映させていない見積書を提示・説明する行為は、たとえ、要望箇所の金額変動について口頭で説明をしたとしても、その内容について消費者の誤認を招くおそれが高い行為であり、本件において、事業者が重要事項の説明を十分に行ったとは言えず、両申立人の要望に関する誤認を招いたとともに、消費者を軽んじ、不信感を抱かせる行為であり、本件、両申立人との紛争の一因となったと言える。

- (5) 即日契約を促すための不適切な勧誘行為

事業者は、申立人 A 及び B が、事業者から提示された見積り額がそれぞれの予算範囲を超えていたため、契約が困難であると考えていたところに、申立人 A には、仏滅プラン、サマープラン及び即日契約割引を、申立人 B には、即日契約割引を適用し、最終的に両申立人の予算範囲内に納まる見積りを提示し契約に至ったものである。

本来、これらの割引プランの提示・契約は、婚礼内容の重要事項の説明が十分されたことを前提として行われるべきものであるが、事業者は、前記(1)～(4)に記載のとおり、両申立人に対する重要事項の十分な説明をしたと言えない状態にありながら、即日契約割引などの割引を提示・勧誘し契約を締結したものである。これは、消費者の重要事項に対する理解についての正常な判断力を鈍らせ、結果として、両申立人の誤認を招いた不適切な勧誘行為であり、本件、両申立人との紛争の一因となったと言える。

2 あっせん案の考え方

前記 1 で指摘した事業者の勧誘行為の問題点及び申立人 A 及び B の類似した主張内容を総合的に勘案し、事業者の勧誘行為には、消費者契約法第 4 条の規定による契約の取消し事由に該当する行為（不実告知及び不利益事実の不告知）があったものと判断し、両申立人が誤認を理由に契約取消しを行ったものとみなして、両申立人の負担額をなしとしたものである。

なお、この考え方は、次の「3 法律上の観点から」に詳述するとおりである。

3 法律上の観点から

- (1) 本件は、申立人に対する、結婚式場における婚礼契約締結の際の勧誘時に、事業者が説明資料の交付をしないまま不十分な説明しか行わず、申立人に提示した見積書の内容も申立人の希望を反映しないばかりかその内容の十分な説明もなしに、即日契約を促すような勧誘を行い、契約締結に至らしめたものの、その後、申立人が、契約内容が自らの要望を反映していないことに気がつき、解約を申し出たところ、事業者が規約で定めた高額な解約料の支払いを請求されたとして紛争になったという事案である。

(2) ところで、結婚式場における婚礼契約においては、当初予定していた内容が消費者の要望や希望により変更されることは、あり得ることである。しかしながら、このことは、当初の婚礼契約の内容が曖昧であってよいということにはならないし、当初の契約時点での消費者の要望に添った見積りと見積内容の十分な説明に基づき契約内容を確定される必要があることは言うまでもない。ましてや、契約締結に至る過程で、事業者が不当な勧誘を行うことを許容するものでもない。

(3) 本件婚礼契約は、消費者と事業者との契約であって、消費者契約法が適用される消費者契約である。したがって、消費者契約法4条に定める違法な勧誘が事業者によってなされた場合には、契約を取り消すことができる。本件で問題となるのは、事業者の勧誘が、「不実告知」「不利益事実の不告知」にあたるかどうかである。

消費者契約法第4条第1項第1号「不実告知」ないし第4条第2項「不利益事実の不告知」に基づき、契約取消が認められた裁判例としては、たとえば以下のようなものがある。

ア 大阪高裁平成16年4月22日判決（消費者法ニュース60号156頁）

市場価格として41万4000円の値札を付けた指輪を、事業者が29万円にまけてあげると言って勧誘し購入させた事案である。当該指輪の材料価格は4万1000円程度、一般的な小売価格もせいぜい12万円程度にもかかわらず、事業者の店員は、勧誘する際に値札に表示された価値のある商品だが値引きするといって勧誘したとして、価格について、市場価格よりもはるかに高い値段を市場価格であると称して、実際の販売価格をいかにも安いように見せかけて、その旨消費者を誤認させて売買契約を締結させたものとして、消費者契約法第4条第1項第1号の「不実告知」に該当するとして売買契約の取消を認めた。

イ 神戸簡裁平成16年6月25日判決（兵庫県弁護士会ホームページ）

大阪簡裁平成16年10月7日判決（兵庫県弁護士会ホームページ）

販売会社が、消費者に対し、光ファイバー敷設の勧誘をした当時、消費者も光ファイバーの導入を検討していたことから、販売会社の説明を聞くことになった。販売会社は、光ファイバーを導入すると従来のアナログ電話は使用できず、デジタル電話に切り替えなければならないこと、しかも対応機種は1つの機種しかないなどと、虚偽の説明をした。そのため、その旨誤認した消費者は、販売会社が示したリース契約書に署名捺印をし、リース会社との間で電話機リース契約を締結した。数日後、販売会社の虚偽説明に気がついた消費者は、消費者契約法第4条第1項第1号により、リース契約申込の意思表示を取消、リース料支払いを拒絶したところ、リース会社からリース料支払いを求めて裁判が提起された。

判決は、リース会社と販売会社との一体性・業務提携関係をも認め、販売会社の虚偽説明は、リース会社の虚偽説明と評価できるとして、リース契約の取消を認めた。

ウ 大阪地裁平成18年12月28日判決（兵庫県弁護士会ホームページ）

太陽光発電システム及びこれに付随するオール電化光熱機器類の売買及び工事契約をした事業者が消費者に対し、売買代金及び工事代金支払を求めた事案。

事業者が消費者を勧誘するに際し、「太陽光発電のモニターになって欲しい。モニターになれば電化製品等取り付け工事をサービスする」「オール電化、太陽光発電による売電を合わせると毎月2万8400円得をする」「今なら補助金がある」「モニターなので10年保証を20年に延長する」「453万円の工事費は太陽光発電の設置工事費であること、他のメーカーよりも高いが太陽光発電自体がしっかりとした良いものだからで、モニターなので良いものを付けます」などと説明をした。この際に、事業者が消費者に交付した契約書添付の内訳書には、総額453万円の記載はあるものの、内訳の金額は全く記載されていなかった。消費者は、453万円の工事費が太陽光発電の設置工事費としては標準的なものであり、オール電化工事1式はサービスとなるうえ、保証も標準よりも長期になるのであれば、明白に割安でお得であると誤認して契約を締結した。しかし、実際には、工事費は著しく割高で、453万円という金額は、標準的な太陽光発電の設置工事費及びオール電化工事費の金額と大差がなかった。

判決は、このような事業者による勧誘は、消費者契約法第4条第1項第1号の不実告知、同法4条2項の不利益事実の不告知、特定商取引法第9条の2の不実告知、不利益事実の不告知に該当するとして、契約の取消を認めた。

- (4) 本件各婚礼契約における勧誘は、事業者がまず定型的な見積り額を提示し、申立人の予算範囲を超えていることがわかると、さまざまな割引プランを提示したうえ、申立人の予算の範囲内に納まる見積りを、「即日割引」を適用して最終的に提示し、契約に至らしたものである。

申立人に対して、事業者は、いずれの場合にも契約勧誘時には説明資料を一切交付せずに口頭で勧誘を行い、契約勧誘時に、消費者に対し定型の見積りとして提示する見積り（プラン）の中には、一般的な消費者にとって、婚礼における必需品と考えられるウェディングケーキ及びウェディングドレスと共に装着する手袋などの小物類の費用が含まれていないにもかかわらず、この点に関する説明は決して十分なものではなかった。しかも、両消費者の要望や希望（申立人Aの場合には、料理・装花はグレードの高いものを要望していたこと、申立人Bは、衣裳はセミオーダーを希望していたこと）を聞いていながら、これを見積書には反映させないばかりか、契約後には、詳細な打合せの結果、商品等の追加が必要となり、見積額が上昇することが常態でありながら、当初見積りを標準的な見積りとして取り扱ったうえ、かえって「十分品質の高いもの」とか「普通よりグレードの高いものであるから大丈夫」などと説明を行い、「即日割引」の適用によって、消費者らに、予定している予算の範囲内で希望する婚礼ができるものと誤信させて、即日の婚礼契約を締結させたものということができる。

こうした事業者の勧誘行為は、まず定型的な見積り額を提示し、消費者の予算範囲を超えていることがわかると、さまざまな割引プランを提示したうえ、消費者らの予算の範囲内に納まる見積りを、「即日割引」を適用して最終的に提示している点だけを取っても、婚礼の標準的な価格について消費者らに誤認をさせ、割安であると誤認させる勧誘であって、消費者契約法第4条第1項第1号の「不実告知」に該当するものと言わざるを得ない。のみならず、消費者らの要望、希望を承知のうえで、これらを反映していない見積書を提示し、あたかも標準的な見積りとして取り扱って、希望どおりにすれば見積り額が上昇し、消費者らの予算の範囲を超えてしまうことを十分には説明していない点に関しては、消費者契約法第4条第1項第1号の「不実告知」に該当するのみならず、同条第2項の「不利益事実の不告知」にも該当するものということができる。

第4 同類事業における被害再発防止に向けて

1 事業者に対して

結婚式および結婚披露宴とは、多くの消費者にとって一生に一回の重要な儀式であり、晴れがましいセレモニーである。どのような場所で結婚式および結婚披露宴を行うかは、消費者にとってきわめて重要な事柄である。ブライダル事業に携わる事業者としては、消費者の期待に応えるため、丁寧な対応を図ることが必要である。このような努力をすることによって、消費者からの満足と信頼を得ることができ、他の競争事業者との差別化を図り、事業者としての高い社会的評価を得ることが可能になると思われる。

本件紛争について考えると、事業者による申立人に対する説明が不十分に過ぎたと言わざるを得ない。今日、消費者取引に関しては、十分な資料を伴う丁寧な説明をすることが求められている。

本件では、契約申込み段階で事業者側から申立人に対する十分な説明とそれを補強する諸資料の提供がされていなかった。また、契約が締結された後のブライダルフェア開催に至るまでの事業者による申立人に対するケアに関しても不十分であり、専門事業者が結婚式および結婚披露宴について十分な知見を有していない申立人を放置していたとも言える状態にあった。さらに、ブライダルフェア時における事業者側の説明者と契約申込時における事業者側説明者が異なるなどして、結婚披露宴の内容に関する説明に大きな食い違いがあるなど、その内容に大きな齟齬があった。また、解約料に関しては、消費者契約法が消費者契約の解除に伴う損害賠償の額として定める「事業者が生ずべき平均的な損害の額」とは相当に異なる高額な解約料を定めていたことをも指摘せざるを得ない。

しかし、本委員会あっせん部会のあっせん活動を通じて、事業者と申立人が本件紛争について円満解決の合意を得たことは、まことに喜ばしいことである。事業者に対しては、上述した諸問題点の早急な改善を図り、今後、同種の紛争を生じさせないように努め、事業者としての高い社会的評価を得るよう図られることを期待する。

2 事業者団体に対して

ブライダル事業とは、消費者の一生に一度の夢の実現に協力するというきわめて重要で、また、社会的責任の重い事業である。事業者団体としては、多くの消費者が必ずしも結婚式および結婚披露宴に精通していないということを前提にして、各事業者が重要書類の提供をもって十分な説明をしなければならないこと、解約料についても適正な金額の算定が求められていること、及び、解約料を支払うことなく解約できる場合があり得ることについて検討をされ、各事業者に対して周知徹底させる方途を講じていただきたい。なお、そのうえで、そのような努力をした加盟事業者を明らかにする方策（加盟マーク等の授与）を講じることが、消費者にとって望ましいと思われる。

3 消費者に対して

結婚式および結婚披露宴の費用とは、一般的に相当に高額になるので、その契約の締結については、慎重な態度が必要である。十分な説明を受けること、そのために、わかりやすい諸資料を受けることが必要である。十分な説明を受けたと思われる場合でも、

数日間の期間をおいてから契約を結ぶなど、冷静な判断のもとに態度を決定するなどの心構えも必要である。

おわりに

本件紛争は、事業者及び申立人による円満解決のための合意を得ることができた。今後、同種の紛争が生じないようにするためには、事業者、事業者団体および消費者に対して要望した事柄が実現されることが必要である。本件紛争は、本件該当の消費者の被害救済という観点からだけではなく、ブライダル産業一般に対する警鐘、教訓という意味を有するものと思われる。

(資 料)

○ 神奈川県消費者被害救済委員会の処理経過

年 月 日	事 項	内 容 等
平成19年 8 月30日	消費者被害救済委員会 (第14期第2回)の開催	・紛争処理を知事から付託 ・あっせん部会の設置
平成19年 8 月30日	第1回あっせん部会の開催	・申立人A・Bからの事情聴取 ・事情聴取後の検討
平成19年 9 月18日	第2回あっせん部会の開催	・事業者からの事情聴取 ・事情聴取後の検討
平成19年10月18日	第3回あっせん部会の開催	・あっせん案の検討・決定
平成19年11月 1 日	事業者へあっせん案を提示	・平成19年11月28日 事業者から、あっせん案受諾の 回答あり
平成19年11月29日	申立人へあっせん案を提示	・平成19年11月30日 申立人Bから、あっせん案受諾 の回答あり ・平成19年12月3日 申立人Aから、あっせん案受諾 の回答あり
平成19年12月 6 日	合意書の取り交わし	平成19年12月14日 事業者からの受領済み金の返金 (指定口座へ振込)
平成20年 1 月11日	消費者被害救済委員会 (第14期第3回)の開催	神奈川県知事へ報告

(資 料)

○ 神奈川県消費者被害救済委員会（第14期）委員名簿

平成20年1月11日現在

委 員 （9名 うち本件あっせん部会委員は4名）

区分	氏 名	現 職	備 考
学識経験者委員	円谷 峻	明治大学法科大学院教授	・会長 ・本件あっせん部会長
	浦川 道太郎	早稲田大学大学院法務研究科教授	・会長代行
	清野 幾久子	明治大学法科大学院教授	
	池田 陽子	弁護士	
	鈴木 義仁	弁護士	・本件あっせん部会委員
消費者委員	大手 恭子	神奈川県消費者団体連絡会幹事	
	香川 まどか	特定非営利活動法人 神奈川県消費者の会連絡会 幹事	・本件あっせん部会委員
事業者委員	東 利之	神奈川県商工会連合会 専務理事	
	佐野 博行	神奈川県中小企業団体中央会 事務局長	・本件あっせん部会委員